

病院事業指定管理者募集要項

令和 8 年 8 月
五 戸 町

目 次

1	指定管理者制度導入の趣旨	1
2	施設の概要	1
	（1）名称等	
	（2）建物・敷地等	
	（3）施設の構成	
3	指定管理期間	2
4	管理の基準	2
	（1）診療日・診療時間等	
	（2）法令等の遵守	
	（3）許認可の取得	
	（4）環境への配慮	
	（5）バリアフリーへの配慮	
	（6）帳簿の記帳	
	（7）文書管理	
	（8）業務報告に関すること	
	（9）個人情報保護に関すること	
	（10）情報の公開について	
	（11）守秘義務	
5	指定管理者が行う業務の内容	3
	（1）五戸総合病院における診療及び検診に関する業務	
	（2）五戸総合病院の利用に係る料金に関する業務	
	（3）建物、設備、器具等の維持管理に関する業務	
	（4）利用者に対する物品の販売又はサービスの提供	
	（5）前各号に掲げるもののほか、町又は指定管理者が必要と認める業務	
6	リスク分担	5
7	医療事故等への対応	7
8	運営に関する事項	7
	（1）収入	
	（2）管理経費	
	（3）その他	
9	職員の処遇について	7
	（1）再就職を希望する職員の受入れ	
	（2）研修等	
	（3）子育て支援制度	
	（4）その他	
10	募集に関する事項	8
	（1）募集及び選定のスケジュール	
	（2）募集及び選定手続き	
11	応募に関する事項	9
	（1）応募資格	
	（2）応募の制限	
	（3）提出書類	
	（4）応募に係る費用負担	
	（5）留意事項	
12	審査及び選定に関する事項	10

(1) 選定方法	
(2) 選定委員会による審査	
(3) 選定結果の通知及び公表	
1 3 指定管理者の指定及び協定の締結	10
(1) 指定管理者の指定	
(2) 協定の締結	
1 4 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置	11
(1) 申請の辞退及び選定結果通知後の辞退	
(2) 指定の取消し	
1 5 指定期間満了前の指定の取消し	11
(1) 町による指定の取消し	
(2) 不可抗力による指定の取消し	
(3) 指定期間満了前の取消し時の措置に関する事項	
1 6 協議	12
1 7 指定管理者が管理を開始するまでの引継ぎ	12
1 8 指定期間終了後の引継ぎ	12
1 9 その他の留意事項	12
2 0 問い合わせ先	12

1 指定管理者制度導入の趣旨

五戸町（以下「町」という。）では、地域医療を守り、将来にわたり安定的かつ継続的に良質な医療を提供するため、国民健康保険五戸総合病院（以下「五戸総合病院」という。）の運営について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年9月22日条例第14号）第2条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

2 施設の概要（令和8年4月1日現在）

（1）名称等

- ①名 称 国民健康保険五戸総合病院
- ②所在地 青森県三戸郡五戸町字沢向17-3
- ③標榜科 内科、外科、整形外科、小児科、産婦人科、脳神経外科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科
- ④病床数 120床（休床50床、一般病棟49床、包括病床21床）
- ⑤職員数 158名（令和8年4月1日現在）
内訳：正職員139人・会計年度任用職員19名

（2）建物・施設等

①建物

建物名称	所在地	建築年月	面積	構造
五戸総合病院	五戸町字沢向17-3	平成7年	12,530.07㎡	鉄筋コンクリート造 地上5階建
リハビリ棟	五戸町字沢向17-3	昭和57年	830.87㎡	鉄筋コンクリート造 地上2階建
健診センター	五戸町字沢向18-2	昭和52年	728.22㎡	鉄筋コンクリート造 地上2階建
医師アパート	五戸町字沢向17-3	昭和56年	144.72㎡	鉄筋コンクリート造 平屋建
医師住宅2号	五戸町正場沢長根15-1	平成7年	128.64㎡	木造2階建て
医師住宅3号	五戸町正場沢長根15-5	平成6年	106.82㎡	木造2階建て
医師住宅4号	五戸町正場沢長根15-5	平成7年	106.82㎡	木造2階建て
医師住宅5～7号	五戸町正場沢長根15-5	平成7年	149.05㎡	木造2階建て

※その他倉庫、水道施設、車庫あり

- ②敷地面積25,090.71㎡（医師住宅除く）

- ③駐車場 321台

（3）建物の構成（令和8年4月1日現在）※主たるもの

区分	建物の内容
1階	救急外来、守衛室、中央監視室、機械室、電気室、ボイラー室、コ・ジェネレーション室 マニホールド、中央集塵機械室、厨房、リネン庫、洗濯室、消毒室、霊安室、講義室
2階	外来（内科、小児科、眼科、整形外科、外科、産婦人科、皮膚科、耳鼻科、脳神経外科）、 処置室、一般検査室、心電図室、エコー室、内視鏡室、レントゲン室、CT室、MRI 室、食堂（売店）、理容室、ホール、事務室、調剤室 リハビリ棟渡り廊下、理学療法室、言語療法室、作業療法室
3階	手術室、管財、医局、事務室、院長室、副院長室、総看護師長室、副総看護師長室、事務 局長室、病歴管理室、医療安全室
4階	病棟
5階	病棟（休床）

3 指定管理期間

令和9年（2027年）4月1日から令和14年（2032年）3月31日までの5年間とします。

4 管理の基準

（1）診療時間及び休診日

診療時間及び休診日は次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、事前に町長の承認を得て変更することができる。

①診療時間

- ・診療時間：午前9時00分から午後5時00分まで
- ・受付時間：午前8時15分から午後4時30分まで

②休診日

- ・日曜日及び土曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・12月29日から翌年の1月3日までの日

（2）法令等の遵守

指定管理者は、五戸総合病院の管理運営にあたり、以下の法令等を遵守すること。

- ①医療法（昭和23年法律第205号）
- ②薬事法（昭和35年法律第145号）
- ③健康保険法（大正11年法律第70号）
- ④地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- ⑥地方公営企業法（昭和27年法律第292号）
- ⑦地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）
- ⑧五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年9月22日条例第14号）
- ⑨五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則（平成17年9月30日規則第18号）
- ⑩五戸町病院事業の設置等に関する条例（昭和43年1月27日条例第6号）
- ⑪五戸町病院事業の設置等に関する条例施行規則（昭和43年5月10日規則第2号）
- ⑫個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ⑬五戸町情報公開条例（平成14年12月20日条例第26号）
- ⑭労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ⑮労働安全衛生法（昭和47年法律57号）
- ⑯その他、施設の管理運営に適用される法令等

（3）許認可の取得

指定管理者は、五戸総合病院の管理運営の実施に際して必要な官公署の免許、許可、認可等を受けなければなりません。

（4）環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務の遂行にあたって地球温暖化防止等環境に配慮することとします。

（5）バリアフリーへの配慮

指定管理者は、施設内のバリアフリー化を心掛け、備品の配置や動線の設定、掲示板等に配慮することとします。

（6）帳簿の記帳

指定管理者は、五戸総合病院の管理運営に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類については、次年度の4月1日から起算して帳簿については10年間、証拠書類については7年間保存するものとします。また、これらの書類について町が閲覧を求めた場合は、これに応じるものとします。

（7）文書管理

指定管理者は、その管理の業務に係る文書を適正に管理し、当該文書の検索に必要な資料として文

書目録を作成し、情報公開条例に基づく一般の利用に供するものとします。

指定管理者は、指定期間終了後、その管理の業務に係る文書を町又はその後の指定管理者に引き継ぐものとします。

(8) 事業報告に関すること

- ① 毎事業年度終了後2月以内に事業報告書及び収支報告書を提出するものとします。
- ② 毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表及び損益計算書を提出するものとします。
- ③ 月次の報告等の取扱いは、指定管理者と協議し決定します。
- ④ その他町長が必要と認める場合は、随時報告を行うものとします。

(9) 個人情報保護に関すること

指定管理者は、その管理の業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、当該業務の範囲内で、個人情報の保護について、町の機関と同様の義務を負うものとします。したがって、当該業務において保有する個人情報について、本人から開示、訂正、削除又は利用停止の請求があった場合については、五戸町個人情報の保護に関する法律施行条例及び施行規則の規定に従い、適切に処理するものとします。

また、当該業務に関し知り得た個人情報を取り扱う場合については、漏洩、滅失又はき損の防止その他個人情報の適正な管理のため、協定書に必要な措置を盛り込むものとします。

(10) 情報の公開について

指定管理者は、その管理の業務を行うにあたり保有することとなる情報のうち、個人情報以外のものについては、積極的に公開に努めることとします。また、当該業務を行うにあたり保有する情報について、町から提供を求められたときは、これに応じなければなりません。

(11) 守秘義務

指定管理者及びその従業員は、管理の業務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その指定管理者でなくなった後及びその従業員でなくなった後も、同様とします。

5 指定管理者が行う業務の内容

(1) 五戸総合病院における診療及び健診に関する業務

① 診療等に関する業務

五戸総合病院が提供する入院診療、外来診療等の医療及び医療関連行為並びに関係業務（診察、相談、検査、処置、手術、調剤、投薬、看護、診断、給食、霊安、受付会計等すべての業務）

ア 基本的医療機能

- ・急性期を中心とした第二次医療機能を提供することとしますが、後述する病棟活用案によっては将来的には第一次医療機能となることは妨げません。
- ・町民のニーズや他の医療機関との役割分担を踏まえた特色ある医療を提案することとします。

イ 診療科

- ・以下の診療科を置くこととします。ただし協議の上、変更等は可能とします。

内科・小児科・外科・整形外科・婦人科・脳神経外科

ウ 外来診療体制

- ・各診療科の診療は、患者が受診しやすいよう配慮することとします。

エ 入院診療体制

- ・病床数は40床とします。後述する病床活用案によっては、協議の上、将来的に削減することはできるものとします。
- ・原則引き続き在院を希望する入院患者を引き継ぐこととします。

オ 看護

- ・患者の状況に応じた、適切な看護ケアを行うこととします。
- ・看護基準・手順が定められていることとします。
- ・体系的な継続教育を行うこととします。
- ・夜勤勤務時間については、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針（平成4年部省・厚生省・労働省告示第1号）に準じるものとします。

カ 健診業務

- ・人間ドック、特定健診、協会健保健診、事業所健診、各種がん検診及びオプション検査（1日20名を目安とする。）
- ・現在契約している町村、職員健診、障害者施設、グループホーム、事業者健診は出来る限り契約を継続することとします。
- ・結果説明会の依頼があった場合は積極的に対応することとします。

② 政策的医療

ア 小児医療（乳幼児健診・予防接種・学校健診）

イ 訪問診療・訪問看護・在宅看取

③ 地域医療全体の質の向上に向けた役割

ア 医療における安全管理

- ・安全管理に基づく医療の提供

医療法第6条の12及び医療法施行規則第1条の11の規定に基づき、安全管理のための体制を確保し、安全な医療を提供することとします。

- ・院内感染対策

感染対策マニュアルを策定し、標準予防策を実施することとします。

イ 医療倫理に基づく医療の提供

- ・患者中心の医療を行うこととします。
- ・患者の請求に応じてカルテを開示することとします。
- ・倫理委員会を設置することとします。

ウ 地域医療機関との連携・支援、地域医療全体の質の向上のための取り組み

- ・地域医療連携室を引き続き運営することとします。
- ・患者や町民への地域医療に対する啓発活動、情報提供活動等、地域医療全体の質を向上させる取り組みを行うこととします。
- ・地域の医療従事者を対象とした研修会等を実施し、地域の医療の質の向上に努めることとします。

エ 医療データベースの構築と情報提供

オ 町民参加の推進

- ・医療情報、経営情報等の情報公開の推進を図ることとします。
- ・病院ホームページの更新、など病院広報やアンケートなどの広聴を積極的に行うこととします。

④ 福祉との連携

ア 介護保険事業に協力すること

- ・介護老人保健施設、介護老人福祉施設の協力病院となることとします。
- ・町の高齢福祉担当及び居宅介護支援事業所との連携を図ることとします。

⑤ 患者及び来院者へのサービス

指定管理者は、患者及び来院者へのサービスを提供することとします。

※指定管理者は自らが行う業務の内容について、病院経営の面からさらに充実を図る方法を提案することとします。

（２）五戸総合病院の利用に係る料金に関する業務

① 料金の収受等

ア 病院の利用に係る料金・手数料を指定管理者の収入とする利用料金制とし、収受に係る事務の経費は、指定管理者の負担とします。

イ 町は、地方公営企業法第33条の2の規定により診断書、証明書等の交付手数料の徴収業務を指定管理者に委託します。指定管理者は診断書、証明書等交付に係る手数料を町に代わって徴収します。

② 利用料金及び手数料の決定

ア 利用料金及び手数料の額は、五戸町病院事業の設置等に関する条例及び五戸町行政財産目

的外使用料徴収条例に定める額とします。ただし、診療科など法令等で定められているものはその額とします。

(3) 建物、設備、器具等の維持管理に関する業務

① 施設維持

ア 町の資産である五戸総合病院の土地・建物、設備及び付帯施設（以下「施設等」という。）について、維持管理を行い、必要な経費は指定管理者の負担とします。なお、施設等利用者の負担については、現行のとおりとします。ただし診療に関係のない部分については協議して決定します。

② 施設等の改良工事等

ア 1件につき、100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の施設等の改良工事（施設の原形を変更し、機能向上を伴う工事等をいう。）及び改修工事（施設の機能維持のために必要な工事等をいう。）若しくは更新等は町と指定管理者が協議のうえ、町の承認を得たものについて行うこととします。費用負担は両者協議の上決定とします。

イ 施設等の保守、修繕等は、必要に応じて指定管理者が行うこととします。費用負担については指定管理者とします。

ウ 前2項のいずれかに該当するか疑義があるときは、町と指定管理者とが協議を行い決定するものとします。

③ 備品の貸与、修繕、更新等

ア 町は、五戸総合病院に属する備品を無償で指定管理者に貸与し、指定管理者は、指定期間中、備品を常に良好な状態に保つものとします。また、リース物品についても指定管理者が引き継ぐものとします。

イ 備品の修繕、更新及び新規購入は、次のとおりとします。

- ・1件につき、100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては、町と協議のうえ、町の承認を得たものについて行うこととします。費用負担は両者協議の上決定とします。

- ・リース等、前号に掲げるもの以外のものについては、指定管理者が行い負担します。

(4) 利用者に対する物品の販売又はサービスの提供

- ・病院利用者の利便に資するため、理容室、食堂及び売店を設置することとします。その際出来る限り現在の事業者を使用することとします。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町又は指定管理者が必要と認める業務

- ・病棟活用案は必ず提案すること。案によっては病床削減も協議により可能とします。

6 リスク分担

リスク分担の基本的な考え方は、次のとおりです。なお、詳細は、協定の締結を行う際に定めます。

項目	内容	リスク分担	
		五戸町	指定管理者
包括的管理責任		○	
申請書類に関する権利の帰属	指定管理者が決定するまでの間		○
	指定管理者決定後	○	
	選定されなかった団体		○
応募	応募に関して必要になる書類		○
議会の議決が得られなかった等、協定が締結できなかった場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○
協定は締結できたけれども協定を破棄せざるを得ない場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○
緊急時の対応	利用者の安全確保、避難誘導		○

債務不履行	町が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務又は協定内容を不履行		○
運営費の上昇	指定管理者の要因による運営費用の増大		○
	町側の要因による運営費用の増大	○	
	施設の運営管理に関する法令等の変更による経費の増加	両者協議	
	人件費・物件費の物価及び金利の変動による経費の増加		○
法令の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令の変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令の変更		○
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	上記以外の税制変更		○
診療報酬の改定	収入・支出の増減		○
補助金の交付	申請書類の作成		○
	申請書類の提出		○
書類の誤り	募集要項等町が責任を持つ書類の綴りによるもの	○	
	事業計画等指定管理者が提案した内容の綴りによるもの		○
官公署の免許、許可、認可等	申請、届出		○
行政財産の目的外使用許可	申請		○
	許可	○	
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		○
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や犯罪発生等		○
要求水準の未達成	協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加等		○
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減		○
施設・設備・備品（医療機器、什器備品等）の管理	維持管理		○
	維持管理（上記以外の診療外部分）	両者協議	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・備品等の損傷		○
	施設・設備の改良・改修 【１００万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上】 ※対象物品については両者の協議にて決定	両者協議	
	施設・設備の改良・改修 【１００万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満】		○
	備品の修繕・更新・新規購入 【１００万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上】 ※対象物品については両者の協議にて決定	両者協議	
	備品の修繕・更新・新規購入 【１００万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満】		○
	上記以外による施設・設備・備品等の損傷		○
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	医療事故等		○
	指定管理者が故意又は過失により五戸総合病院を損傷又は滅失		○
	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたとき		○
	施設の瑕疵による損害賠償	○	
	上記以外の場合		○

保険加入	建物総合損害共済		○
	病院賠償責任保険		○
	自動車損害共済		○
	上記以外	両者協議	
事業終了時の費用	指定期間の満了及び期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○
不可抗力	自然災害（地震、台風など）、暴風雨による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	両者協議	

7 医療事故等への対応

医療事故等が発生した場合、指定管理者は、速やかに適切な措置をとるとともに、ただちに町に報告するものとします。事故等に関する対応は、指定管理者が責任を持って行うものとします。指定管理者は、医療事故等賠償責任保険等に加入するなど、万全な体制を整えるものとします。

8 運営に関する事項

指定管理者は、指定管理者が行う業務の収入及び町が支払う指定管理料等をもって五戸総合病院を運営します。

（１）収入

- ① 診療報酬等の収入
- ② 指定管理料

指定管理料の総額は、本業務の指定期間において、地方公営企業法第１７条の２第１項第１号及び第２号に定める経費（指定管理料の上限は、普通交付税の基準財政需要額に算入された額）、前述のほか、本業務の目的をより効果的に達成するために町が負担することが適切と町が認める経費に相当する額（ただし、指定管理者の赤字補填または資金不足を補填する目的のものは除く。）とし、各年度の指定管理料の額は、町の予算額の範囲内で、年度協定に定めるものとします。

③ 手数料

（２）管理経費

指定管理者は、上記８（１）の収入をもって管理経費を賄うものとします。損失は、指定管理者の責任によるものとし、町は損失の補填を行いません。

なお、五戸総合病院が現在契約している委託契約など、指定管理者の業務を開始する際に契約期間が残っているものは、協議の上、指定管理者が契約することとします。

（３）その他

指定管理者は、指定管理者の行う他の事業と五戸総合病院の事業に係る会計とを区分するとともに、収入及び経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理することとします。

9 職員の処遇について

（１）再就職を希望する職員の受入れ

五戸総合病院を退職し、引き続き再就職を希望する職員を採用することを前提とします。処遇については現在の五戸総合病院と同等の処遇とすることとします。

（２）研修等

医師、看護職員、医療技術職員等に対する研修や自己研鑽のための制度を整備することとします。

（３）子育て支援制度

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取り組み、子育て支援制度を整備することとします。

「仕事と生活の調和が実現した社会」

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選

扱・実現できる社会（内閣府ホームページより）

（４）その他

五戸町医師修学資金貸付条例、薬剤師修学資金貸付条例による借受者を原則採用することとします。

１０ 募集に関する事項

（１）募集及び選定のスケジュール

募集要項の配布	令和8年8月19日（水）～8月28日（金）
現地説明会参加申込書の受付	令和8年8月19日（水）～9月2日（水）
現地説明会の開催	令和8年9月3日（木）
質問の受付	令和8年9月10日（木）まで
質問の回答	令和8年9月14日（月）以降に回答します。
申請書等の受付	令和8年9月14日（月）～9月25日（金）
申込者による提案説明（プレゼンテーション）	令和8年10月2日（金）午後2時から
選定委員会による審査	令和8年10月9日（金）
審査結果の通知	令和8年10月中旬
指定管理者の指定	令和8年12月議会
指定管理者指定通知書の送付	令和8年12月中旬
基本協定の締結	令和8年12月中

（２）募集及び選定手続き

① 募集要項の配布（※町ホームページ・病院ホームページにも掲載します。）

募集要項を次のとおり配布します。

- ・配布期間：令和8年8月19日（水）～8月28日（金）※土日祝日を除く
- ・配布場所：五戸総合病院 管理班

〒039-1517 青森県三戸郡五戸町字沢向17-3

TEL：0178-61-1200

電子メール sogobyoin_kanri@town.gonohe.aomori.jp

- ・配布時間：午前9時から午後5時00分まで

② 現地説明会の開催

現地説明会を次のとおり開催します。

- ・開催日時：令和8年9月3日（木）午後2時から
 - ・開催場所：五戸総合病院
 - ・申込方法：現地説明会参加申込書に必要事項を記入の上、五戸総合病院管理班まで郵送、電子メール、持参のいずれかの方法により提出してください。
 - ・申込期限：令和8年9月2日（水）午後5時まで（必着）
 - ・参加人数：各法人5名以内とし、参加に係る交通費等は参加者負担とします。
- ※募集要項等の資料は当日配布しませんので、ご持参ください。

③ 質問の受付

本要項の内容等に関する質問がある場合、次のとおり質問を受け付け、回答します。
別紙様式により、電子メールで提出してください。

- ・受付締切：9月10日（木）午後5時
- ・受付方法：電子メール（電話等の口頭による質問は受け付けません）
- ・回答方法：令和8年9月14日（月）以降に電子メールにて質問者へ回答します。

なお、全ての質問に対する回答については、同日に町及び病院ホームページで公表します。

④ 指定管理者指定申請書等の受付

指定管理者指定申請書等を次のとおり受け付けます。

- ・受付期間：令和8年9月14日（月）～9月25日（金）※土日祝日を除く
- ・受付時間：午前9時～午後5時

- ・提出場所：五戸総合病院 管理班
 - ・提出方法：提出場所に持参もしくは郵送（必着）してください。
- ※申請書等を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

1 1 応募に関する事項

（１）応募資格

- ① 将来的に病棟の休床部分の利活用も視野に入れ、一般病床40床以上の病床を提供できる法人とします。
- ② 次のいずれかに該当する法人であるもの
 - ア 医療法第31条に規定する公的医療機関(病院に限る。)の開設者(都道府県、市町村を除く。)
 - イ 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人のうち、医学部を設置しているもの
 - ウ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条に規定する公立大学法人のうち、移学部を置く大学を設置しているもの
 - エ 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人のうち、医学部を設置しているもの
 - オ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人のうち、病院を開設しているもの
 - カ 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人のうち、病院の運営を目的とするもの
 - キ 医療法第39条第2項に規定する医療法人のうち、永続性・公益性の高い法人格(社会医療法人)を有すること(5年以内に当該法人への移行を目指すでも可とします)

（２）応募の制限

次に該当する法人は、応募することができません。

- ① 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含みます。）若しくは第180条の5第6項の規定に抵触することとなる場合の法人
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定により本町における一般競争入札の参加を制限される法人
- ③ 当該団体の責めに帰すべき事由により、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた後2年を経過していない法人
- ④ 国税又は地方税を滞納している法人
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に該当する法人

（３）提出書類

申請書類は、正本1部、副本14部提出してください。

なお、提出書類は、原則として日本工業規格A4版とし、ファイル等に綴じて提出してください。

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 法人の登記簿謄本（申請日前3ヶ月以内に取得したもの・訪印の場合）
- ③ 代表者の身分証明書（非法人の場合）
- ③ 団体の定款、寄付行為、規約又はこれらに相当する書類
- ④ 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立
- ⑤ 申込資格に関する申立書（様式第2号）
- ⑥ 当該施設の管理に関する事業計画書（様式第3号）
- ⑦ 管理に係る収支予算書（様式第4号）
- ⑧ 受託事業実績概要書（様式第5号）
- ⑨ 職員配置計画書（様式第6号）

⑩ この申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の事業報告書及び収支決算書

⑪ 休床している病棟（4階・5階）利活用策（様式任意）

（4）応募に係る費用負担

応募に関して必要となる費用は申請者の負担とします。

（5）留意事項

① 申請書の提出をもって、本要項の記載事項を申請者が承諾したものとみなします。

② 提出された書類の内容変更及び書類の追加はできません。

③ 追加資料の提出を依頼する場合があります。

④ 提出された書類はすべて返却いたしません。

⑤ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑥ 法人の提出する書類の著作権は、指定管理者が決定するまでの間は申請者に帰属します。指定管理者の決定後、選定された申請書類の著作権は町に帰属し、選定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

ただし、申請書類等は町において複写できるものとします。また、情報公開条例の規定等により開示又は公表することがあります。

⑦ 選定された法人の申請内容については、町が公表できるものとし、申請書類は理由の如何に関わらず返却しません。

1 2 審査及び選定に関する事項

（1）選定方法

指定管理者の選定にあたっては、選定委員会を設置し、申請者から提出された事業計画書等について審査し、指定管理者に最も相応しい法人（指定管理者候補）を選定します。

（2）選定委員会による審査

① 実施方法

提出された申請書等、提案説明により、選定委員会が審査・選定します。

② 審査内容

書面審査・提案説明を踏まえ、選定委員が評価基準に基づき採点し、指定管理者候補を選定します。

③ 提案説明（プレゼンテーション）

ア 申請者による提案説明を行い、選定委員が提案説明に対して、質問します。

イ 提案説明は、1法人につき50分以内（提案説明30分以内、質疑応答20分以内）とします。

ウ 提案説明は、非公開とします。

エ 提案説明は提出された資料を基に行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は原則認めません。

オ 提案説明は10月2日（金）午後2時より役場第1・2委員会室で行います。

（3）選定結果の通知及び公表

選定結果は、申請者に通知するとともに決定者は町・病院ホームページ上において、公表します。

1 3 指定管理者の指定及び協定の締結

（1）指定管理者の指定

指定管理者の指定は、五戸町議会の議決を経て決定されます。選定した候補者を指定管理者に指定する議案が議決されれば、町長が指定管理者に対して指定の通知を行います。

（2）協定の締結

町と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業計画書及び書類審査、提案説明の際の質疑応答などにおいて明確化した事項に基づいて協議

の上、協定を締結します。協定は2種類を予定しており、基本協定と年度協定をそれぞれ締結します。

- ・基本協定の内容：診療科、政策的医療等の基本的な内容
 - ・年度協定の内容：診療内容、政策的医療経費など細目的事項等の内容
- なお特別の事情があるときは、協議の上、協定を改定することができるものとします。

1 4 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置

(1) 申請の辞退及び選定結果通知後の辞退

申請者が申請を辞退するときは、必ず辞退届を提出してください。選定結果通知後に辞退した場合、町が被った損害について、賠償請求することがあります。

(2) 指定の取消し

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者(以下「指定管理者等」という。)が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。取消しとなった場合には、選定委員会において第2位に決定した申請者を指定管理者の候補として選定することとします。(第2位の申請者について、同様の事態が発生した場合は、第3位以降の申請者について順次同様に取扱うこととします。)

- ① 五戸町議会において指定にかかる議案が否決されたとき。
- ② 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- ③ 指定管理者等の資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ④ 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ⑤ 指定管理者等が正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ⑥ 指定管理者等が本要項に定める応募資格を失ったとき又は応募資格がないことが判明したとき。
- ⑦ その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

1 5 指定期間満了前の指定の取消し

(1) 町による指定の取消し

町は、地方自治法244条の2第11項の規定により、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。

- ① 町の指示に従わないとき又は改善の勧告に応じないとき。
- ② 本業務の履行に際し不正行為があったとき。
- ③ 町に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- ④ 指定管理者が基本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- ⑤ 指定管理者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。
- ⑥ 下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合であって、指定管理者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、指定管理者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したとき。
- ⑦ 自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から本協定の解除の申出があったとき。
- ⑧ その他指定管理者の責めに帰すべき事由により本業務を継続することが適当でないと町が認めたとき。

(2) 不可抗力による指定の取消し

町及び指定管理者は、不可抗力の発生により、本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとします。指定管理者は、指定の取消しを申し出る場合は、その取消しを受けようとする日の2年前までに申し出、町と協議するものとします。

協議の結果、やむを得ないと判断されたときは、町は指定の取消しを行うものとします。この際に、町及び指定管理者に発生する損害、損失及び増加費用の取扱いは、町と指定管理者の協議により決定するものとします。

(3) 指定期間満了前の取消し時の措置に関する事項

指定管理者は、指定期間満了前の指定の取消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、総合病院の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

1 6 協議

募集要項に定めない事項については、指定管理者との協議により定めます。

1 7 指定管理者が管理を開始するまでの引継ぎ

指定期間前の令和8年12月議会議決後から令和9年3月31日までの期間を引継期間とします。指定管理者は、医療の質の継続及び向上を図るため、令和8年度から医師・職員等の確保に協力することとします。

1 8 指定期間終了後の引継ぎ

(1) 指定管理者は、指定期間終了に際し、町又は町が指定する者に対し、本業務の引継ぎを行うこととします。

(2) 町は、必要と認める場合には、指定期間終了に先立ち、指定管理者に対して町又は町が指定する者による五戸総合病院の視察を申し出ることができることとします。

(3) 指定管理者による指定期間が満了したとき、又は町により指定の取消しが行われたときは、指定管理者は、指定管理者の責めに帰すべき破損又は汚損した部分を原状に回復するものとし、その範囲等については町と指定管理者が協議の上、定めるものとします。

ただし、施設等の価値を高めるなど相当の理由が認められるときは、町の承認により原状回復を不要とします。また、災害等の不可抗力により事業を継続できないときも不要とします。

1 9 その他の留意事項

町が管理業務等を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことができることとし、この場合、指定管理者の損害に対しては、町はその責めを負わないものとします。また、取消しに伴う町の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

2 0 問い合わせ先

国民健康保険五戸総合病院 管理班<担当：下田>

〒039-1517 青森県三戸郡五戸町字沢向17-3

TEL 0178-61-1200 FAX 0178-61-1215

電子メール sogobyoin_kanri@town.gonohe.aomori.jp